

野村証券
フィデューシャリー・マネジメント部
高松 博之

厚生年金基金の制度改革を振り返る～法施行から5年が経過して～

厚生年金基金の制度改革が実施された2014年4月1日から5年が経過しました。この間に殆どの厚生年金基金が解散・代行返上を選択した結果、基金数は大幅に減少しました。今回の年金ニュース解説では、厚生年金基金の制度改革法の内容を再確認したうえで、この5年間の主な動きを振り返ってみます。

2014年4月の基金制度見直し

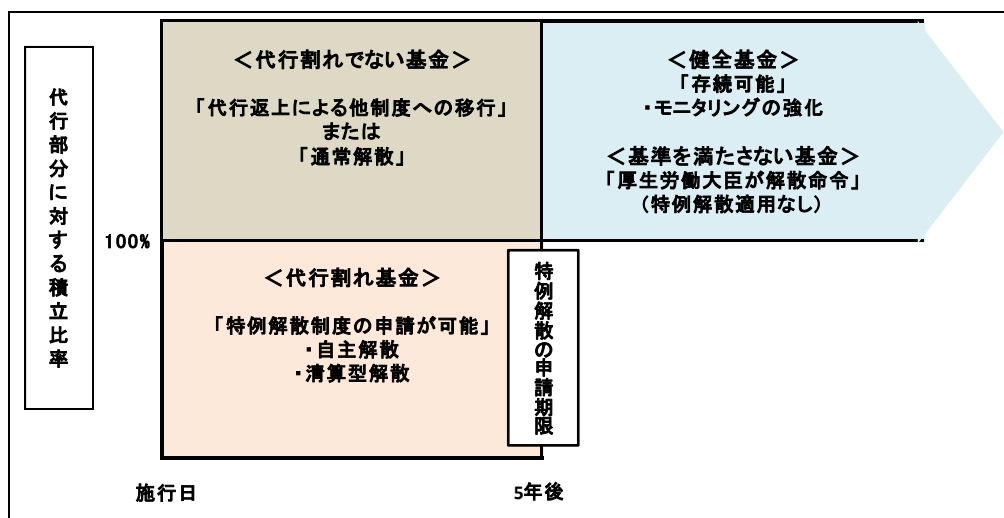
2012年2月に発生したAIJ事件を契機として、厚生年金基金制度の在り方についての検討が、厚生労働省における有識者会議や社会保障審議会専門委員会において行われ、2013年6月には厚生年金基金制度見直し法(正式名称は「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」)が国会で可決・成立しました。なお、施行日は

2014年4月1日とされました。

基金制度見直し法のポイントは以下の4点です(図表1)。

- ① 法の施行日以後は、厚生年金基金の新設を認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直す。分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の

図表 1: 基金制度見直しのプロセス



(出所)野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

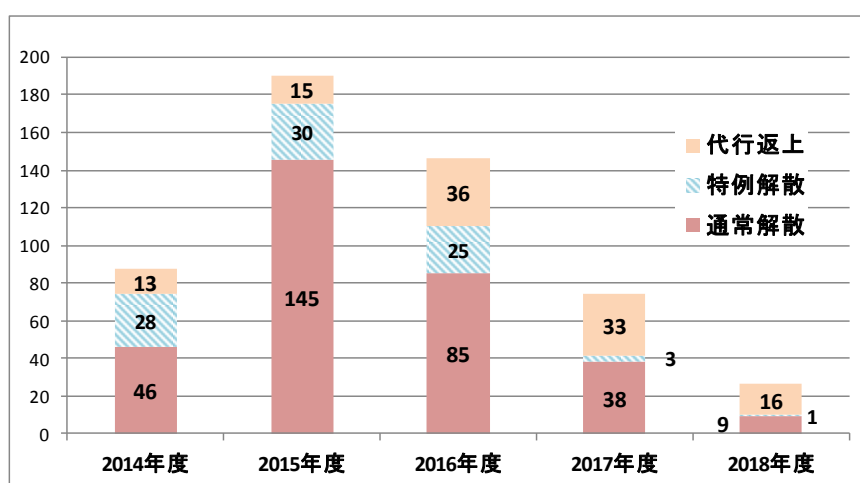
このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

- 納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ③ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- ④ 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

代行返上基金数の推移を示したものです。2014年度以降に解散・代行返上が急増し、特に2015年度・2016年度がそのピークだったことが分かります

2014年度から2018年度の5年間累計で見ると、通常解散が323、特例解散が87、代行返上が113となりました。この結果、2019年3月末時点の厚生年金基金数は10(うち代行返上内諾済みが2基金)となっています¹。

図表 2: 解散・代行返上基金数の推移



(出所) 厚生労働省資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

これらのうち既存の基金にとって特に影響が大きいと考えられた項目は②と③です。

②について、「特例解散制度は施行日から5年間の時限措置」になりましたので、代行割れの状態にある基金が特例解散を選択する場合には、その間に申請しなければなりません。

また、③については、「5年経過後に一定の基準を満たさなければ解散命令もあり得る」ということですので、存続を志向する基金はこの基準を満たし続ける必要があります。多くの総合基金にとってはかなり厳しい制約になるものと思われました。

法施行後の状況

図表2は2014年4月の法施行以降の、解散・

このように、2014年4月の法施行後は、解散・代行返上が一気に進みました。多くの基金において、解散・代行返上についての意思決定が迅速に行われたものと推測されます。また、基金における意思決定を後押しした要因の一つとして、基金の財政状況が改善傾向にあったことも挙げられます

図表3は、基金の財政状況の推移を見たものです。2013年度から2015年度まで、基金の修正総合利回りは、最低責任準備金に対する付利率(期ずれなし)を上回りました。これに伴い、最低責任準備金に対する積立比率も改善しています。

¹ 2019年5月末時点では、基金数が8、うち代行返上内諾済みが3基金となっている。

図表 3: 厚生年金基金の財政状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
修正総合利回り	10.43%	12.76%	-2.14%	4.39%	7.38%
最低責任準備金に付利する利率 (期ずれなし)	8.22%	11.61%	-3.63%	5.47%	6.51%
①基金数	531	444	256	110	36
②純資産額(兆円)	19.0	19.0	13.7	8.4	4.5
③最低責任準備金(兆円)	15.5	14.9	9.9	5.4	2.3
④積立比率(②/③)	1.23	1.28	1.38	1.56	1.96
⑤代行割れ基金数	102	102	39	6	3
⑥代行割れ基金比率(⑤/①)	19.2%	23.0%	15.2%	5.5%	8.3%

(注) 最低責任準備金の算定方法は2014年度から「期ずれなし」に変更となった。そのため上表では、2013年度の最低責任準備金額についても「期ずれなし」で算定した値を記載している。

(出所) 厚生労働省資料、「企業年金に関する基礎資料(平成30年度版)」(企業年金連合会)より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

年金財政の改善は、解散に伴う事業所負担の減少、あるいは加入者・受給者に対する分配金の増加に繋がります。これらも基金における意思決定をスムーズにしたのではないかと考えられます。

国への納付額の推移

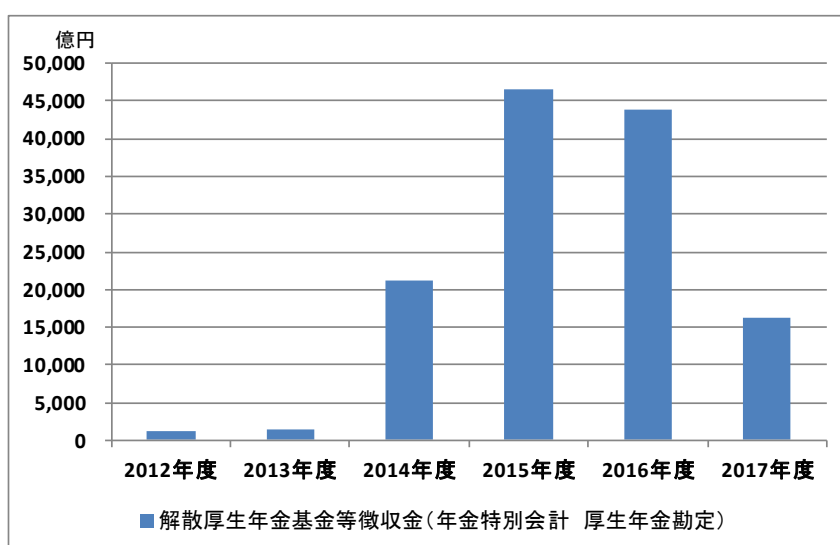
厚生年金基金が解散・代行返上をする場合は、国へ最低責任準備金を納付します。一方、国側ではその金額を、年金特別会計の厚生年金勘定

において「解散厚生年金基金等徴収金」という科目で歳入に計上します。

図表4は、解散厚生年金基金等徴収金の推移をグラフにしたものです。2014年度から急増し、特に2015年度、2016年度は4兆円を超えていることが見てとれます。2014年に施行された基金制度見直し法の影響は、2016年度までの3年間に特に大きく現れたと言えます。

これらの資金流入は、公的年金の積立金を運用しているGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)にとっては運用資金の増加に繋がります。

図表 4: 解散に伴う国への納付額の推移



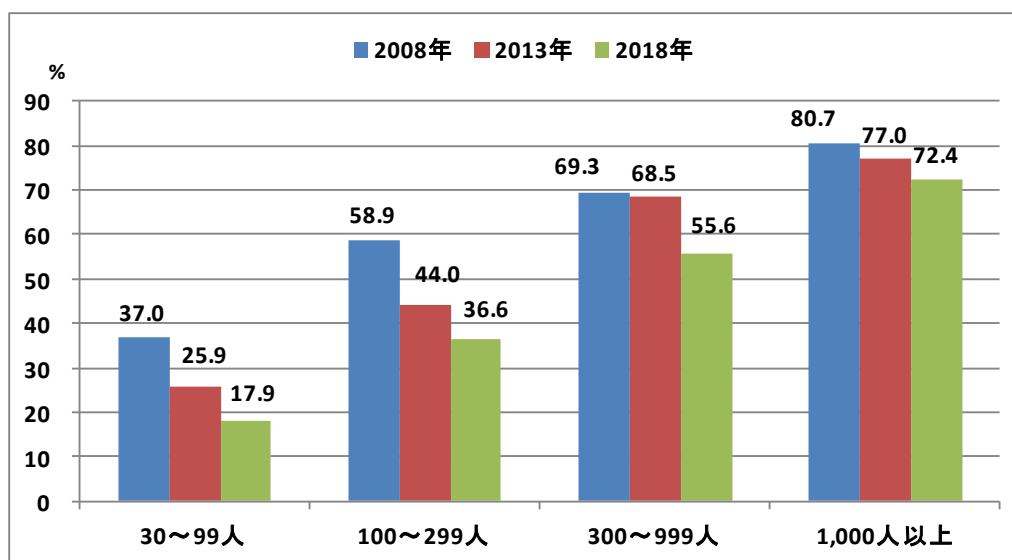
(出所) 厚生労働省公表資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

実際、GPIFの2017年度業務概況書では「足元の2015(平成27)から2017(平成29)年度は、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続きました」とコメントされています。

今後、中小企業の従業員に対する年金制度をどのように充実させるかが、政策的な課題になっていると考えます。

図表 5: 退職年金制度実施企業の割合(企業規模別)



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

中小企業の退職年金制度への影響

基金制度見直し法が施行された2014年度始時点の基金数は531でしたが、そのうち総合型基金が466と太宗を占めていました。2014年度以降の基金の解散・代行返上は、総合型基金に加入していた中小企業の年金制度に特に影響があったと思われます。

図表5は、退職年金制度を実施している企業の割合の推移を、企業規模別に見たものです。全ての企業規模で減少していますが、従業員数が300人未満の中小企業でその減少度合いが大きいことがわかります。特に、従業員数が30人～99人の企業では、退職年金制度の実施割合は20%を切っています。

2012年3月に適格退職年金制度が廃止になったことに加え、厚生年金基金の解散の影響が現れているものと推察されます。

総合型DBの増加

厚生年金基金数が縮小する一方で、総合型DBが増加しています。企業年金連合会の資料によると、2019年1月末時点で総合型DBは184基金あり²、解散・代行返上した厚生年金基金の受け皿の一つとなっていると思われます。

なお、総合型の厚生年金基金の場合は、「強い指導力をもつ母体組織または健康保険組合の存在」が必要であり、また人数規模・業種等に関する要件もありました。しかし、総合型DB基金の場合は、人数要件(300人以上)以外の制約はありません。

そのため、総合型DBのガバナンス強化のために、「代議員の定数・選定方法の見直し」「公認会計士による合意された手続き業務(AUP)の導入」

² 「第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料4」(2019年3月19日)より

などの規制が設けられました。

中小企業向けの年金制度としては、総合型DBの他にも、受託保証型DB、簡易型DB、総合型DC等があります。これらの制度が活用されて、中小企業で働く方々の年金制度がより充実したものになることを期待したいと思います。

— 次号のお知らせ —

次号は

8月19日(月)

発行予定です。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。